

社会資本整備審議会河川分科会（第58回）

令和3年7月13日

【総務課長】 定刻でございますので、ただいまより第58回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます水管理・国土保全局総務課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の河川分科会の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ウェブ会議の開催に御協力いただき、ありがとうございます。

本日の会議は公開にて行います。報道関係者及び一般の方には、この会議の様子を別回線のウェブ上で傍聴いただいております。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。音声確認も兼ねまして、お名前をお呼びしましたら、一言だけお返事いただけますと幸いです。

小池分科会長でございます。

【小池分科会長】 小池でございます。分科会長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 分科会長におかれましては、国土交通省の会場にお越しいただいております。秋田委員でございます。

【秋田委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【総務課長】 石田委員でございます。

【石田委員】 こんにちは。石田でございます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 磯部委員でございます。

【磯部委員】 磯部です。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 今村委員でございます。

【今村委員】 今村です。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 沖委員でございます。

【沖委員】 沖でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 帯野委員でございます。

【帯野委員】 帯野です。よろしくお願いします。

【総務課長】 楓委員でございます。

【楓委員】 楓でございます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 坂村委員でございます。

【高村委員】 高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 清水委員でございます。

【清水委員】 どうぞよろしくお願いします。

【総務課長】 高村委員でございます。

坂村先生、いらっしゃいますか。

【坂村委員】 坂村ですと言おうと思いましたが、高村さんが御挨拶されましたので、静かにしていました。

【総務課長】 ありがとうございます。失礼いたしました。

田中委員でございます。

【田中委員】 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 戸田委員でございます。

【戸田委員】 戸田です。どうぞよろしくお願いします。

【総務課長】 野口委員でございます。

【野口委員】 野口です。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 藤沢先生はまだ参加されておられません、本日参加予定となっております。なお、小林委員、中北委員、中埜委員は、御都合により欠席されております。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを申し上げます。また、国土交通省の会場では、水管理・国土保全局長、次長、官房審議官、部長以下、水局の担当課長が出席しております。

それでは、会議の開催に当たりまして、水管理・国土保全局長の井上より御挨拶を申し上げます。

【局長】 国土交通省水管理・国土保全局長の井上でございます。河川分科会の委員の先生方、今日は御審議のほど、よろしくお願いいたします。

この季節、私たち河川に携わる者にとっては、非常に悩ましい時期でございます。6月から順次、出水期という名前でのこの河川の対応を呼んでおりますが、その出水期に入りました。特に前半は梅雨の対応、後半は台風の対応ですが、特に梅雨は、私たちにとって非常に悩ま

しいです。何が悩ましいかという、先日の熱海の土石流にしろ、先日の鹿児島川の川内川にしろ、突然雨がやってくる。最近では線状降水帯ということで、一定の箇所連続して降雨があるということ。台風のように数日前から対応していくということではなく、常に臨戦態勢で臨まなければならない、非常に厳しい状況にあります。

また、この傾向が近年、ここ10年だけを見ても、毎年のように激しくなっている、激しくなっていると感じているところでございます。水害、土砂災害の激甚化、頻発化が、本当に私どもだけでなく、国民の皆様が実感をされているところだと思っております。

それに対して河川行政は、いろいろなチャレンジをしているところでございます。特に、最近の水害の激甚化、頻発化については、気候変動の影響が明らかになっているという前提の下に、いろいろ対策を考えております。

一つは、河川行政の根幹となっている治水計画というものについて、気候変動の影響、主に将来の降雨量の増大ということを見込んだ形で計画を見直すというチャレンジをしてまいりました。これはなぜかという、今までの対策ではなかなか追いつかないということで、スピードアップを図るためにもこういうことが必要だということで、加速化するためにも、この計画を見直す必要があると考えて取り組んできているところでございます。

これについては、予算の面でもいろいろ手当てができました。昨年の12月に閣議決定されました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が、河川行政の取組の支援をしていただいているところでございます。これをしっかり現実のものとして、現場に適用し、国民の皆様へ安全をお届けするということに取り組んでいるところでございます。

もう一つは、気候変動の影響を、これまでのやり方だけで十分かということ、あるいは気候変動の要素を加えただけで十分かということにはならないので、特に新しい政策をとということで、昨年、この河川分科会の下に小委員会を設置していただきまして、2つの議論を主にしていただきました。その結果として、私ども行政として、流域治水関連法という法律の案をつくりまして、国会で審議していただき、4月に可決・成立していただきました。

私どものこれまでの治水というものは、河川と下水を中心にやってきましたけれども、河川・下水の整備だけでは、到底スピードとして追いつかないということが一つあります。それから、河川の中でも本川を中心にやっておりましたが、内水の問題もあり、支川、中小河川も含めて対応していく必要があるということ、流域全体を見渡してやる必要があると考えております。

また、川という限られた空間だけでなく、もともと守るべきまち、その氾濫域

ということにも着目して取り組んでいく必要がある。そういう新しい概念に基づいて、流域治水ということをお小委員会でお検討いただき、それを法律にし、取り組もうとしているところでございます。この取組は、まだ始まったばかりでございます。あわせて、河川だけではなく、水防の取組も含めて、災害弱者である高齢者や児童であったり、障害者ということの避難についても取り組むようにし、河川行政全体で見ると、非常に幅広、分厚い対応が取れるようになってまいりました。

そのような面で、予算、制度についてはできましたが、あと残るは人材だと考えております。これは長い期間をかけて考えなければなりません。あらゆる関係者が関わる流域治水には、いろいろな人材が入ってきていただきたいですし、そういったものに対して、教育という観点からも取り組んでいただきたい。あるいは、広く知っていただくという広報の面でも取り組んでいかなければならない。それを実現するための日々の地域防災力を強化するというということにも取り組んでいかなければならないと考えております。

まだ課題は多く山積しているわけですが、現状を今日は御報告もさせていただきます、また、御決議いただきたいことも含めて、今日は御審議いただくこととなります。2時間ではございますけれども、貴重な御意見をいただきますよう、よろしく御願いいたします。

【総務課長】 それでは、以後の進行を、小池分科会長、よろしく御願いいたします。

【小池分科会長】 皆様には御多用中のところ、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

早速でございますが、議事に入ります。本日の審議事項は3件でございます。この3件は、本年6月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議されまして、同会長から河川分科会分科会長に付託されたものでございます。

最初の審議事項は、河川法第4条第1項の一级河川の指定等についてでございます。それでは、まず事務局から御説明を御願いいたします。

【水政課長】 水政課長の山本でございます。どうぞよろしく御願いいたします。それでは私から、審議事項1、河川法第4条第1項の一级河川の指定等についての御説明をさせていただきます。審議のため、お手元に資料1-1、資料1-2を配付させていただいておりますが、資料1-2は参考資料ですので、資料1-1に沿って御説明をさせていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。河川の管理区分につきましては、河川法において国土保全上の重要度などに応じまして、国土交通大臣が管理する一级河川、都道府県知事などが管理する二级河川、市町村長が管理する準用河川に区分がなされております。また、河川

法の適用を受けない普通河川につきましては、市町村長が管理をしております。本日御審議いただくのは、国土保全上または国民経済上、特に重要な一級河川の指定についてでございます。

2 ページを御覧ください。一級河川の指定につきましては、河川法第4条第1項で国土交通大臣が行うこととなっており、その際、同条第3項の規定に基づき、あらかじめ社会資本整備審議会の御意見をお聴きすることとなっております。このため、本日の河川分科会において御意見をお聴きするものでございます。

なお、このたびの一級河川の指定等につきましては、関係行政機関の長及び関係都道府県知事からは、支障がないとの御回答をいただいているところでございます。

3 ページを御覧ください。一級河川の指定の考え方につきましては、平成24年の河川分科会で御了解をいただいております。一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえ、一体として管理する必要がある区間を指定することとなっております。具体的には、河川の氾濫により、その流域の市街地等に被害が発生し、または発生するおそれがあり、整備の必要がある区間など、ここがございます1から4に掲げるものを指定することとしております。

なお、米印の1にございますとおり、既に指定済みの区間で、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合、上流端や下流端の変更等を行っているところでございます。また、令和元年の河川分科会で、河川の名称変更について明記しておくことが適当との趣旨の御議論があったことを踏まえ、令和2年度より米印の2のとおり、「河川の名称変更は、地元自治体から要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている」との記述を追加しております。

それでは、4 ページを御覧ください。本日御意見をお聴きする一級河川の指定は、延べ3水系4河川について行うものでございます。新たに河川指定を行う河川が4河川となっております。次ページ以降で個別に御説明をさせていただきます。

5 ページを御覧ください。まず、北海道中富良野町の石狩川水系ヌッカクシ富良野川分水路についてでございます。

6 ページを御覧ください。左側の青枠で表示するヌッカクシ富良野川は、空知川を經由して石狩川へ合流する一級河川でございます。ヌッカクシ富良野川では、過去、洪水氾濫による床下浸水等の被害がありましたことから、流下能力の高い富良野川へ分水流下させることにより、洪水を防御し氾濫被害を防止するための分水路整備事業に平成7年度より着手

し、令和2年度に事業が完了したところでございます。このため、この分水路を、ヌッカクシ富良野川分水路として一級河川の指定を行うものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。北海道京極町の尻別川水系オロッコ川放水路についてでございます。

9ページを御覧ください。左側の青枠で表示しておりますオロッコ川は、尻別川へ合流する一級河川でございます。オロッコ川では過去、洪水氾濫による冠水被害を受けたことから、流下能力の高いワッカタサップ川へ分水流下させることにより、洪水を防御し氾濫被害を防止するための放水路整備事業に平成14年度より着手し、令和2年度に事業が完了いたしました。このため、この放水路を、オロッコ川放水路として一級河川の指定を行うものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。宮崎県延岡市の五ヶ瀬川水系森木谷川と大野川についてでございます。

12ページを御覧ください。右の枠で表示いたします森木谷川と大野川は、五ヶ瀬川水系祝子川へ合流する普通河川でございます。五ヶ瀬川水系祝子川流域の大野地区では、平成17年、平成19年に浸水被害が発生しておりまして、大野地区を保全するため、河川改修事業を実施するものです。その事業に伴いまして、祝子川計画高水位が影響する森木谷川及び大野川の必要区間について、一級河川の指定を行うものでございます。

河川法第4条第1項の一級河川の指定等についての御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どうぞ御発言をお願いします。冒頭、事務局から説明があったとおり、発言を希望される委員の方は、挙手機能を用いてお知らせください。どうぞよろしく願いいたします。

一級河川の指定は、先ほど冒頭に御説明がありましたように、各年度の初めに、それぞれいろいろな事情、今回は放水路、分水路という指定、それから一級河川区間の改修等の影響で指定がされているところでございまして、3ページにありましたように、その内容については明らかにしているところでございます。

よろしいでしょうか。

特段、御意見等はないようでございますので、ただいま御説明いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等につきましては、当分科会として適当と認めるということと

したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の審議事項は、福井県、青森県及び鹿児島県における津波浸水想定についてでございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【海岸室長】 7月1日に海岸室長で参りました奥田から説明をさせていただきたいと思っております。福井県、青森県及び鹿児島県における津波浸水想定についてでございます。資料2-1をよろしくお願ひします。

まず、1ページ目でございますけれども、今回この場で御説明をさせていただきます津波浸水想定 of 法律上の位置づけについて、御説明をさせていただきたいと思っております。1の真ん中の右のほうに、津波防災地域づくりに関する法律第8条というところが抜かれていると思うんですけども、ここの4項に、「都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない」と。ここでいう報告というのが、今回つけております資料2-2以降になっておりまして、それで国土交通省に報告されております。

5項でございますけれども、「国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定 of 設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる」ということで、本日この場で意見を聴いているということでございます。

6項でございますけれども、「第二項から前項までの規定は、津波浸水想定 of 変更について準用する」ということでございまして、本日、変更したところも入っておりますので、変更についても議論をしていただくということでございます。

このように、毎年各県から報告をいただいているものについて、御意見を伺っているものであるということでございます。

次のページ、2ページでございます。今日報告が来ているものについて、どのような経緯を得てきたものかというのをまとめたものでございまして、基本的に、国としては、基礎調査のところの3番目のポツの「広域的な見地から必要とされるものは国土交通大臣が実施し、都道府県に提供」。これはLPデータのようなものとか、内閣府でやられている中央防災会議等において検討された断層モデルを都道府県に提示ということで、国で得られてい

るものを都道府県にお渡しする形で、基本的に都道府県で、これらを基に浸水想定の設定をしていただいて、できたら国土交通大臣に報告していただくという、まさにそういう状況でございまして、それがなされてきたということでございます。策定の中で、県の中で適切に学識者に聴くなどしてつくられたものでございます。

3ページ目でございます。津波浸水想定の設定状況ということで、3つほど報告が来ている状況でございまして、一つは福井県、これは令和2年10月30日に新たに設定ということでございます。あとの青森県、これは令和3年5月27日に、右の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の津波断層モデルというのが令和2年4月21日に公表されたことを踏まえて、変更したということでございます。3つ目の鹿児島県については、令和3年3月16日に変更ということでございますけれども、基本的には、詳細なデータを取ることができたので、このたび変更して作り直したということで、こちらに報告が来たものでございます。

次のページ、4ページでございますけれども、基本的に、各県が記載した主な事項ということでございまして、本来求めていることについては、法定事項としては浸水域、浸水深の記載でございます。その他で、各県においてそれぞれ参考事項として、最大津波高とか、最大波到達時間とか、影響開始時間といったものを、計算の過程であるものについては記載している場合もあるということでございます。

具体的な各県の例を説明させていただきたいと思います。5ページ以降でございますけれども、まずは福井県の例でございまして、福井県においては、県の全沿岸を対象にしておりまして、計算した結果がここに出ているようなところでございまして、目の前で起きた場合には、最悪というか、最も短い時間でほとんど1分ぐらいで来るような例もございまして、こういった形で来るという計算結果で、それを基に、7ページでございます。これは代表的な図を記載しておりますけれども、例えば越前町では、沿岸に最大7.2メートルが1分で到達すると。ただし、住宅がある区間の道路上では浸水深は2.9メートルと想定ということで、こういったときに道路で逃げるかできないかとかも含めて、福井県では情報を出していくという形にしているようでございます。

続いて、青森県の例でございます。青森県の9ページを見ていただくとあれなんですけれども、基本的に青森県においては、平成27年に全沿岸で、県で設定を完了している状況で、先ほども御説明させていただいたとおり、令和2年4月に内閣府より、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の報告がなされたということをもって、今回変更すると。基本

的に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルということなので、青森県の東側の海岸と、陸奥湾の中とか、そういったところが大きく変わっております。西側についてはほとんど影響を受けていない。そんなことでございます。

10ページでございます。青森県内全域の浸水面積は約290平方キロということで、27年の結果よりも増大する傾向であると。特に青森市、ここに記載しておりますけれども、青森市では最大津波が約100分、前回27年の検討結果では5分というものが、100分で到達するということでございます。面積については非常に大きく増えておりまして、青森県庁とか青森市役所など、沿岸に位置する幾つかの庁舎が浸水想定区域に位置するというので、今回見直すということでございます。

続いて、11ページ以降の鹿児島県の例でございます。鹿児島県については、26年9月に設定された津波浸水想定について、志布志市を対象に一部変更ということで、具体的には、航空レーザー測量の詳細な地形データを取得することができたので、それに合わせて変更して、国土交通大臣に報告したと。詳細化を図ったことで、面積は590から530平方キロに減少しましたということで、報告が来ているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【小池分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、同じように挙手機能を用いてお知らせください。お願いいたします。

今村委員、お願いいたします。

【今村委員】 今村でございます。まずは今回、浸水範囲ということで、附属された資料も拝見させていただきました。おおむね問題ないかと思えます。ここでは、コメントと一つ質問をさせていただきます。

今回は法定事項として浸水深と浸水域というのがありますが、参考事項の到達時間とか、また影響開始時間に関しては、御存じのとおり、避難計画においては非常に重要になります。これらの表示方法もいろいろな方法があって、それぞれ県でも工夫されているのではないかなと思っています。可能であれば、こういう情報もここで出させていただくとよろしいかと思えます。これが一つ、コメントです。

あとは質問ですけれども、浸水深の凡例であります、たしか水害ハザードマップの統一表示を検討されていると思っておりますが、今見ていただいた資料では、少し凡例が違っているんですけれども、これはどこまで統一が進められているのか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

続けて、磯部委員からも御質問が出ているようですので、磯部委員、お願いいたします。
その後、事務局に御返事いただきたいと思います。

【磯部委員】 ありがとうございます。私はコメントです。

今回やっていただいた手法は、今村先生御指摘のように、適切に計算をやられていると思います。結果を拝見してのことなんですけれども、特に福井県とか鹿児島県の志布志あたりで浸水深があまり大きくないところがありまして、最大津波高もあまり高くないわけで、これは恐らく場所によっては、海岸堤防の耐震性が十分でないので、地震による揺れで壊れるということを前提にすると、堤内地に浸水してしまうという条件かなと拝見しました。

そういうところで、しかも陸上の土地利用が極めて重要なところがあれば、耐震性を増すことによって浸水を防ぐということも可能なはずなので、もしそういうところがあれば、ぜひ今後、そういった対策ということも考えていただきたいと思っています。

以上です。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは事務局から、今村委員からの御質問、凡例の件、それから、今村、磯部両委員からのコメントにつきまして何かございましたら、お願いいたします。

【海岸室長】 ありがとうございます。凡例につきましては、先生御案内のとおり、なかなかそこまで統一できていない状況ですが、これについても、例えば県をまたがるようなところはありますので、こういったものについては、今後統一化に向けて、いろいろな技術的な図書とかでは、そういう形でやっていきたいなと思っていますところでございます。

あわせて、磯部先生のコメントにありました堤防の耐震性みたいなものも、きちんとできれば評価をして反映できるように、我々としてもしっかり今後も勉強していきたいと思っております。ありがとうございます。

【防災課長】 防災課長でございます。先ほどの標識の関係ですけれども、今、ISOに登録ということで、統一的な動きになってございます。それを受けて、国土交通省でもいろいろな標識について、統一的な考え方で設置できるような検討会を進めてまいろうかなと思っていますところですので、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【小池分科会長】 ほかにごございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御発言もないようですので、ただいま御審議いただきました福井県、青森県及び鹿児島県における津波浸水想定については、当分科会として適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

3番目の審議事項は、土砂災害防止対策基本指針の変更についてでございます。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【砂防計画課長】 砂防計画課長の草野と申します。よろしくお願ひいたします。

資料は3-1から3-5までになります。3-2から3-5までは、土砂災害防止対策基本指針の変更の基になった法律の新旧対照表、告示案等になりますので、説明は3-1を使ってさせていただきたいと思ひます。

それでは、1ページ表紙をおめくりいただきまして、目次がありますが、説明資料としては4枚となります。

目次もおめくりいただきまして、次の1ページをお願いいたします。土砂災害防止対策基本指針の変更の根拠と手続の流れとなります。土砂災害防止対策基本指針のもともとの根拠になっています法律が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法と呼んでおりますけれども、その第3条に「国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない」と規定されており、同条3項に、大臣がこれを定めるときには、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならないという定めになっておりますので、今回の審議をお願いしているものでございます。

今回は、基本指針の根拠になっている土砂災害防止法と、関連の深い災害対策基本法、これらが一部改正になっておりまして、それらの法改正を受けた基本指針の変更ということになっております。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目をお願いいたします。まず、一番大本の法律になります土砂災害防止法の一部改正の中身です。下に絵がありまして、左側に要配慮者利用施設、右側に市町村長とありますけれども、要配慮者利用施設の避難確保計画と避難訓練の中身につきまして、市町村長のほうから助言・勧告ができるように今回法改正されており、これは7月15日に施行予定です。また、避難確保計画については、既に市町村長への報告義務が課されていたのですが、避難訓練についても今回の法改正で、要配慮者利用施設

から市町村長へ報告するという義務も課されております。

次、1枚おめくりいただきまして、災害対策基本法の法改正の中身です。いわゆる避難情報等につきまして、右側にこれまでの避難情報とあって、一番右下が警戒レベル4というところで、これまでは避難勧告と避難指示（緊急）の2つに分かれていたものが、今回の法改正で避難指示に一本化されたということです。これは法律レベルの話ですが、一つ前の段階に警戒レベル3というのがありまして、従来までは避難準備・高齢者等避難開始であったものが、今回、高齢者等避難となりました。こちらは災害対策基本法そのものではなく、それに合わせて内閣府が改正した避難情報に関するガイドラインで定められております。

4ページ目をお願いします。先ほどの土砂災害防止法の一部改正と災害対策基本法の一部改正を踏まえまして、土砂災害防止対策基本指針に今の2点をどう取り込んでいるかというのですが、避難勧告等を避難指示に変えるというのは、基本指針全般に出てきますので、これを変更しております。

あと、要配慮者利用施設の話につきましては、ちょうど真ん中辺の四の3に、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等がございまして、その中に避難訓練の報告、避難確保計画の作成等への県・市町村の積極的支援、国も支援に努めること等を記載しております。

それから、五の4に、先ほどご説明した、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更・統一するということを記載しております。

私からの説明は以上です。

【小池分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、挙手機能を使ってお知らせください。

楓委員と石田委員から手が挙がっております。まず楓委員、お願いいたします。

【楓委員】 質問がございます。2ページですが、要配慮者利用施設の下に、注記として「市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る」という表記がございますが、これは、市町村によって要配慮者利用施設の定義が違っているのか、または、市町村によってこういったものの施設の指定がまだ進んでいないのか、その辺りの市町村の状況というのを教えていただけますでしょうか。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

続けて石田委員から御質問を承って、その後、事務局からお答えいただきたいと思います。石田委員、お願いいたします。

【石田委員】 質問というわけでもなく、この改正は非常に大事だと思いますので、進めていただければと思います。全く賛同でございます。

お願いといたしますか、御相談と言ったほうがいいのかも分かりませんが、私は道路のほうで専門でございますので、この前、道路分科会で、高速道路に土砂災害が及ぼす危険性のある箇所が、全国で300か所ぐらいあると。レーザープロファイラーで計測したら、そういう結果が報告されておりました。でも、一番遠いところで500メートルぐらい離れていて、今の道路法の規定ではいかんともし難いと。

ところが、先般の熱海の土石流で分かりましたように、平気で2キロぐらい流れていくわけでありますので、その辺をどうすればいいんだろうかという問題意識を強く持っておりまして、これは高速道路だけじゃなくて、人命に関わる極めて重大な問題でもありますので、関係部局と連携をして、さらなる高みを目指して、ちょっとでも安心・安全な国土にさせていただくために、さらに御検討をしていただければ非常にありがたいというお願いでございます。ありがとうございました。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは事務局のほう、お答えをお願いいたします。

【砂防計画課長】 1点目の楓委員からの御質問に対してですが、要配慮者利用施設の定義は法律の中で決まっておりますので、市町村ごとで選ぶ施設が変わるということはございません。あとは市町村の地域防災計画に、その市町村の中のどの施設を書かれているかというのは、市町村ごとで当然違っておまして、そこに位置づけられている施設からの避難訓練の報告の義務や、避難確保計画等への市町村から勧告・助言の仕組みが今回設けられたということになっております。

【小池分科会長】 楓委員、どうぞ。

【楓委員】 それでは、市町村がそれぞれの立地によって、施設に指定するかしらないかと理解したら宜しいのでしょうか。

【砂防計画課長】 そのとおりでございます。

【楓委員】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 それでは、石田委員へのコメントがございましたら。

【砂防計画課長】 石田委員からの高速道路に対する、特に遠方からの土砂災害というお話しですけども、これまでも国交省の砂防部で、かなり昔ですが、重要交通網対策として、例えば道路と鉄道が近接しているような非常に重要な道路、静岡県だったら由比地区等、そ

ういうところは優先的に対策を行うことといたしました。

ただ、ここの砂防事業は、基本的には人家・人命を守るということが事業の中心で、道路管理者や、鉄道の管理者が自らの施設を守るというところがあるので、全ての道路を国交省砂防部が守るというわけではないですが、極めて重要な交通網は、道路部局と連携しながら対策をしておりますので、今回の熱海の件も契機にしながら、より連携を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

【石田委員】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等、ございませんでしょうか。

御発言がないようでございますので、ただいま御審議いただきました土砂災害防止対策基本指針の変更については、当分科会として適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

各審議事項につきましては、各委員からいただきました御意見等は、いずれも大変貴重なものでございますので、今後事務局において十分に検討し、施策に反映していただきたいと思っております。なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、社会資本整備審議会会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされていますので、本日の審議事項3件につきましては、後日会長の承認を得て、審議会の議決としたいと思っております。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。本日の報告事項は5件ございます。事務局から全ての案件を報告いただいた後に、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【水政課長】 水政課長の山本でございます。私からは、報告事項の1点目の流域治水関連法案の改正につきまして、御説明をさせていただきます。資料4を御覧ください。

今回の法改正につきましては、この資料に9本の法律名が書かれておりますけれども、流域治水に関連します9本の法律につきまして、まとめて一括して改正を行ったものでござ

います。改正法案としての正式名称は、表紙にございます特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律ということになりますけれども、通称、まとめて流域治水関連法と呼んでいるところでございます。

法案につきましては、4月28日に成立いたしまして、5月10日に公布されているところでございます。

では、内容について御説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

まず、今回の背景でございますけれども、先ほど局長からの御挨拶にもございましたとおり、近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、全国各地で水災害が激甚化・頻発化している。また、気候変動の影響によりまして、21世紀の末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算もございます。

こういった降雨量の増大等に対応するために、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加えまして、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰しまして、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるための枠組みを整備するため、今回、流域治水関連法を改正したところでございます。

法律の概要でございますけれども、資料に記載のありますように、4本の柱の内容となっておりますところでございます。それぞれの主な改正のポイントにつきまして、具体的に御説明をさせていただきます。

まず、3ページを御覧ください。1本目の柱でございます流域治水の計画・体制の強化でございます。こちらについては、特定都市河川法の改正になります。

下の(1)、1点目ですけれども、流域水害対策計画を活用する河川の拡大ということで、計画策定の対象河川ですが、現行では、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川となっておりますけれども、それに加えまして今回、自然的条件により被害防止が困難な河川、具体的には下の※にありますように、バックウォーター現象のおそれがある河川や、狭窄部の上流の河川などを追加したところでございます。これによりまして、対象河川が全国に拡大されたということになります。

2点目ですけれども、流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実でございます。国、都道府県、市町村等の流域水害対策の関係者が一堂に会する協議会を設置することをしまして、雨水貯留浸透対策の強化や、浸水エリアの土地利用等を協議することとしております。

続いて、次のページを御覧ください。2本目の柱でございます、氾濫をできるだけ防ぐための対策でございます。

1点目の内容ですが、河川・下水道における対策の強化ということで、下の左側の枠ですけれども、現在、大雨が予測される場合に、利水ダム等で事前放流を行いまして、洪水調節機能を向上させる取組を進めているところがございますけれども、河川管理者と利水者等で構成する法定協議会を今回設置することといたしまして、利水ダムの事前放流の拡大を推進するというようにしております。

2点目は右側でございますけれども、下水道の取組でございまして、下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を、下水道の事業計画に位置づけることといたしまして、その整備を加速することとしております。

また、2点目ですけれども、下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務づけまして、河川から市街地へ逆流するという現象を確実に防止することとしております。

下ですが、(2)のところですがけれども、流域における雨水貯留対策の強化ということでございます。1つ目のポイントとしまして、沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として、今回新たな制度を創設しまして確保することとしております。

その右側ですけれども、2点目としまして、貯留浸透に資する都市部の緑地を、特別緑地保全地区として保全して、水害の軽減に資するグリーンインフラとして活用するというようにしているところでございます。

次ページを御覧ください。3本目の柱でございます。被害対象を減少させるための対策ということで、下の①でございますけれども、特定都市河川法の改正でございまして、浸水被害の危険が著しく高いエリアにつきまして、今回新たに浸水被害防止区域というものを創設しまして、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認するという仕組みをつくっております。

次、その下、②でございますけれども、都市計画の地区計画のメニューに、居室の床面の高さであるとか、敷地のかさ上げなどを今回追加しまして、地区単位での浸水対策を推進することができるようにしております。

3点目、右上のところでございますけれども、防災集団移転促進事業ですが、これを拡充いたしまして、危険なエリアから安全エリアへの移転を促進することとしております。

また、その下の④でございますけれども、災害時の避難先となる拠点の整備ということで、これは都市計画法の改正ですけれども、水災害等の発生時に住民などが避難・滞在する拠点となるような施設を、都市安全確保拠点整備ということで、都市施設として都市計画に定めて整備することができることとしております。

次のページを御覧ください。4本目の柱でございますけれども、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策でございます。

1点目、(1)のところ、リスク情報空白域の解消ということでございます。こちらにつきましては、市町村ハザードマップに関するものでございまして、想定最大規模の洪水や、雨水出水、高潮に対応したハザードマップの作成エリアを、現在は浸水想定区域になっているんですけれども、その内容を、現行の大河川等から、住家等の防御対象のある全ての河川流域、下水道、海岸に拡大するというようにしております。

続いて、右側のところの(2)、要配慮者施設に係る避難の実効性確保、これは先ほど審議事項の3のところでお説明いたしましたけれども、要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対しまして、市町村が助言・勧告できるという仕組みをつくっております。

さらにその下、(3)のところですが、被災地の早期復旧に関する取組ということで、国土交通大臣による権限代行の規定が現在でも河川法にございますけれども、その対象を今回拡大しております。対象河川につきましては、今回、市町村管理河川ということで準用河川を追加しているということと、対象事業につきましても、今回、災害で堆積した河川の土石や流木等の排除といった、河川の維持に関するものについてもできることにしているところでございます。

法の内容につきましては以上でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回、5月10日に公布してございまして、その法案の施行につきましては、2段階に分けて行うこととしてございまして、第1弾については、7月15日に行うということにしております。第2弾については、公布から6か月以内に施行ということで、大体10月末から11月の頭を予定しております。この6か月のものにつきましては、内容としては特定都市河川法に関連するものでございまして、特に浸水被害防止区域といった新たな区域を創設するものにつきましては、権利制限もかかることから、十分な周知期間を取るということで、少し遅れて6か月以内の施行にしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【河川計画課長】 では引き続きまして、資料5でございます。令和2年度の主な水害とその対応についてということで、河川計画課長の佐藤から説明いたします。タイトルが令和2年度になっておりますけれども、既に令和3年度の水害が発生しておりますので、少し中身とはずれますけれども、令和3年度の水害から説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4ページ目でございます。この7月の最初の週末に熱海市の伊豆山で発生した

土石流災害の状況でございます。総雨量400ミリ以上の長雨によりまして、一部報道ですし、静岡県も確認しておりますけれども、建設発生土を盛土とする部分が大きく崩れて土石流が発生し、非常に大きな災害が発生したという状況でございます。

次のページをお願いいたします。国の対応でございますけれども、土砂災害の専門家を現地派遣、及びTEC-FORCEによる監視カメラの設置ですとか、この地図でいいますと、崩壊したところが上の黄色の四角のところですが、ここの部分に傾斜の変動を計測する施設ですとか、赤い丸に監視カメラですとか、こういう監視体制をしいてございます。あわせて、静岡県が立ち上げた委員会に、我々の専門家及び中部地方整備局が参加しているという形での対応を現在取っているところでございます。

次をお願いいたします。土砂災害以外の災害ですけれども、7月3日の降雨によりまして、主に神奈川県、静岡県側で水害が発生しているという状況でございます。

また次をお願いいたします。7月7日未明から7月8日にかけて、中国地方の水害でございますけれども、こちらにつきましては、主に鳥取・島根両県で合わせて9水系23河川で氾濫が生じているという状況でございます。

次をお願いいたします。この後でございますけれども、7月10日でございますが、こちらは今度、九州の川内川中心に、河川の整備の目標であります100年に1回に匹敵する283ミリの雨が降っておりますけれども、この雨によりまして、直轄の管理区間では氾濫は発生しておりませんが、県管理区間の春田川、白木川、米之津川で無堤部から越水し、氾濫が発生している状況でございます。

次をお願いいたします。この水害の中では、鶴田ダムが一部、緊急放流をする可能性があるという発表をいたしましたけれども、右の図に貯水量のグラフがありますが、ここで残容量と書いてございますけれども、まだ容量が残っており、最終的には緊急放流まで至らなかったということでございます。

次をお願いいたします。次から少しデータになりますので、こちらは割愛をさせていただきますが、このような形で、もう出水期が始まっておりますけれども、この梅雨末期の雨で、主に西日本を中心として災害が発生しているという状況でございます。

21ページ目をお願いいたします。これら災害に対応するというわけではございませんけれども、今年度の予算について説明いたします。今年度の予算は、一番右側に令和3年という形で青い棒が立っておりますけれども、これが令和3年の当初予算の治水関係の国費の高さでございます。8,768億円という国費の高さでございます。これは、昨年度か

ら比べますと若干増えているという形になります。

赤の点々の枠が、実は国土強靱化5か年加速化対策で計上されているお金でございます。これは令和3年度を初年度として5か年ですので、令和3年から令和7年までの対策の経費でございますけれども、この初年度分につきましては、実は令和3年度予算ではなくて、令和2年度の補正予算に積むという形で、左の上の赤いところですけども、4,060億円とありますが、これが5か年対策の初年度分として積み上げられているお金でございます。

これを合わせると、令和3年度の4月時点でのトータルの事業費としては、令和2年度の青い部分を含むまでは、かなり高い高さとなっているということでありまして、この赤い高さが非常に高いのはお分かりいただけると思いますけれども、非常に多くの5か年対策の予算を頂いているという状況でございます。これを使ってしっかりと事業を進めていくということでございます。

22ページ目に、これは政府全体の5か年対策の説明資料でございますけれども、今回この5か年対策の特徴は、単に災害対応だけではなくて、例えば、下の「重点的に取り組む対策・事業規模」というところで書いておりますけれども、インフラのメンテナンスの老朽化対策をやる対策ですとか、デジタル化の推進ですとか、そういうものが新たに大きな柱として加わっておりまして、5か年で政府全体で1.5兆円を目途にという規模感でございます。

引き続きまして、最近の動きといたしまして、気候変動や社会状況の変化を踏まえた今後の災害対策という形での説明をいたしたいと思っております。24ページ目をお願いいたします。

近年、雨の降り方が変化というところ、これは今まで河川分科会で説明していますが、時間雨量50ミリを超える短時間の発生件数が非常に増加をしています。これを踏まえまして、次、25ページ目をお願いいたします。

水害統計という、毎年我々は水害の被害額の統計を出していますけれども、令和元年度、すなわち令和元年東日本台風が襲った年ですが、令和元年度の水害被害額が統計史上最大の被害額となっております。この前の最大被害額が平成16年でございますので、平成16年、日本列島を台風が10個襲来した年でございますが、この年を更新いたしまして、2兆1,800億円の水害の被害額が出てございます。

また、この東日本台風1つでの被害額が1兆8,800億円となっております。これも平成30年7月豪雨、すなわち西日本豪雨の1兆2,150億を上回り、統計史上最大の被害額となったということで、令和元年度の水害につきましては、統計学上も非常に大きな水害だったということが言えることになってございます。

左のグラフが、各年度の水害の被害額を棒グラフにしたもので、赤いのが2つ、令和元年と平成16年が立っているというものでございます。また、右が個別の単一の水害ごとの被害額でございますけれども、東日本台風のものが非常に大きな被害額が発生したという形でございます。

このような気候変動の影響も踏まえまして、今やっていることですが、26ページ目でございます。これも河川分科会で御議論いただいておりますけれども、気候変動を踏まえた計画の見直しということと、流域治水への転換、これは先ほど法改正で水政課長が説明いたしましたけれども、気候変動を踏まえた計画の見直しという形で、27ページ目をお願いいたします。

これはどういうことかといいますと、これまで我々の治水に基づく計画は、過去の降雨、潮位に基づいて、これをベースに作成してきましたけれども、今後、気候変動の影響による降雨量の増大、海面上昇などを考慮すれば、現在の計画の整備完了時点では、実質的に安全が確保できないおそれということもありまして、気候変動による降雨の増加及び潮位の上昇などをあらかじめ考慮して、計画を見直そうということを進めてございます。

具体的には、気候変動のシナリオ、いろいろございますけれども、2℃上昇相当でいいますと、降雨量については1.1倍増えるという形で、これを流量に直すと大体1.2倍になるだろうという形で、現在、気候変動の影響を考慮した目標の見直しというものを進めさせていただいているところでございます。

28ページ、これは流域治水の施策のイメージです。個別につきましては先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、29ページ目ですが、気候変動のスピードに対応し、新たな水害対策という形で、流域治水プロジェクトというものを、全国の一級水系109水系及び12の二級水系で策定の公表を進めるなど、新たな水害対策の加速化を始めてございます。あわせて、気候変動による、先ほど言いました河川整備基本方針や河川整備計画の見直しということにつきましても、現在、小委員会で進めさせていただいているところでございます。

30ページ目でございます。流域治水プロジェクトは、先ほども説明いたしましたけれども、全国109の水系、12の二級水系で策定・公表を既に終わらせていただいております。

このポイントでございますけれども、一つは実施主体の見える化という形で、具体的にはまだ、次のほうで説明いたします。それと、被害を減少させるための対策という形で、川の

中の対策だけではなくて、その他の流域の対策も書き込んでいるということでございます。それと、マイ・タイムラインですとか、いわゆるソフト対策についても、この中で書き込んでいるという形で、少し具体のイメージ図でございますけれども、31ページ目でございます。

これは庄内川の各プロジェクトですけれども、右のほうに赤い枠、オレンジの枠、水色の枠と描いていますが、今言ったそれぞれの特徴を、この3つの中で具体的に書き込んで、それを地図に落としているという特徴があるものでございます。

これらにつきまして、関係省庁とも連携をするということで、具体的には32ページ、例えばですけれども、農林水産省と連携して、水田や農業用ため池の活用みたいなもの。あとは、土地利用・住まい方の工夫については、まちづくり部局。あとは森林の保全、治山対策との連携として林野庁との連携など、進めさせていただいているところでございます。

33ページ目でございますけれども、これは福知山の例でございますが、国、県、市で連携して、国のやるもの、県のやるもの、市のやるものという形での連携を進めて、対策を進めている例でございます。

あと、事前防災対策の効果という形で、具体的には35ページ目でございます。これは先ほどの5か年の前の3か年、国土強靱化のための3か年緊急対策、主に樹木伐採ですとか河道の掘削を進めましたけれども、これによる効果といたしまして、今回の川内川でも非常に高い水位を記録しましたけれども、羽月川で掘削により浸水を免れたという例でございます。これによりまして、例えば整備費24億円かかっていますけれども、想定被害額101億円に対しての効果があったというものが、既に昨年度で出ているということでもあります。

あとは、利水ダムの事前放流の効果といたしまして、これは木曾川水系でございますけれども、500 m³/sピークを低下したような事例がございます。

37ページでございますけれども、砂防施設の効果事例ということでございます。

39ページ以降は、昨年主な水害の状況ですけれども、少し割愛させていただきますが、最後のページでございます。昨年、球磨川で非常に大きな水害がございましたけれども、これにつきまして、川辺川ダムの対応でございますけれども、昨年7月7日に球磨川豪雨がございまして、それを踏まえまして、この年表でいいますと11月19日でございますけれども、熊本県知事から新たな流水型ダムを国に求めるという動きがございまして、現在それに向けていろいろと、基本方針の改定を含めて作業しているところでございます。

以上です。

【河川環境課長】　　続きまして、資料6を使いまして、高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会と、その検討成果を活用した施策の状況について御説明したいと思います。

まず、資料の表紙を開いていただきまして、2ページを見ていただければと思います。先ほどございました、まさに昨年7月にごございました球磨川の水害によりまして、球磨川にあります特別養護老人ホーム「千寿園」で14名の方が亡くなるという、非常に大きな痛ましい被災があったということでもあります。この千寿園では、水防法に基づく避難確保計画をつくってはいたんですが、実効性のある避難計画にはなっていなかったということで、例えば大雨の中、避難を実行し得る計画になっていたかとか、そういうことの実効性のチェックができていなかったということでもございました。

そういう中身につきまして、検討会を設置しました。ここにはオブザーバーとして内閣府防災担当に入っていたり、消防庁の国民保護・防災部の防災課長にも入っていたりということ、そして事務局は、国土交通省と厚生労働省の高齢者支援課の共同による運営ということで、関係省庁と連携を取った検討を行ったということでもあります。10月7日を皮切りに、3月までに3回の検討を行い、施策の方向性をとりまとめたということでもございます。

その具体については、次の3ページに御紹介をしております。先ほど土砂災害防止対策基本指針の中に出てまいりました、土砂災害で取り組んだものと同じこととなりますが、水災害、洪水についても同様に取り組むということで、高齢者福祉施設の先ほどありました避難確保計画を策定して、それについて市町村が助言・勧告をできるということ。それから、避難訓練の実施について報告をする。このプロセスを通じて、計画をつくりっ放しにするとか、実効性のある避難計画になっているか、訓練の様子を含めて見直しを行う。市町村の負担にはなるのですが、しっかりと市町村に助言・勧告、実際にはアドバイスということだと思えますが、しっかり伝えて、計画をつくり、実効性のあるものにしていくという取組を始めたということでもあります。

それに対する支援としましては、国交省では市町村の職員向けの研修を行っております。市町村がさらにその研修を活用したり、その下に「その他の支援内容」と書いてある手引ですとかマニュアル類、その具体的な避難確保計画はどうするかという手引もありますし、実際に今度は市町村が要配慮者施設の皆さんの講習をするためのマニュアルを作りまして、それらを活用いただいて、市町村には施設管理者向けの講習をやっていただき、その結果、計画をつくり、もしくは見直ししていただく。そういうプロセスを動かしていこうということ

であります。

また、右側にございますように、厚生労働省では、都道府県における介護職員向けの防災研修を行うと同時に、介護職員向けの防災相談窓口を設置するという取り組みに取り組んでおります。

そして、一番下にございます避難計画点検マニュアルというものを見直しまして、市町村に対してテクニカルな助言ですとか、そういうものを行っていかうということで進めているところです。

次、4ページを見ていただきますと、基本的には避難をしっかりといただくというのは、既に立地している施設についてはあるのですが、その避難をする先も、一般の避難所に行くというのはなかなか困難ですので、高齢者福祉施設なら高齢者福祉施設同士で、相互に避難を受け入れられる仕組みをつくるために、連絡会を設置していただく。そんなことも協力しております。

そして、場合によっては新設ではなくて、既存の施設のエレベーターなど、垂直避難をできる施設をつけるということも、厚生労働省では補助金での支援を始めております。熊本の事案も、高齢者の方に階段を上っていただくとして時間がなかったという結果もございましたので、避難のためのエレベーターなどのハードも整備すると。

そして、BCPというのは、施設を運営する側からすると、避難確保計画ではなくて、業務継続計画、BCPということがありますが、避難確保計画と整合した業務継続計画をつくっていただくということで動かしているところです。

具体の施策は下に、今申し上げたとおりですが、左側のところに、厚生労働省が中心となって費用面、財政面での支援を行っていく。そして、国土交通省の避難確保計画にそれをしっかり位置づけることで、チェックをしていくということに取り組んでおります。また、厚生労働省では、業務継続計画という形で同じように、そのシミュレーションを位置づけていく。これは避難確保計画と重複する部分もありますので、一体として整備をして整合を図っていくということで、両省で支援をしていくことにしているところでもあります。

続いて、5ページになります。既存の既にある施設については、今まで御紹介したような施策を展開していくということなんですが、今後新たに設置される、もしくは移転して安全な場所に移るといった機会があれば、それについては積極的に支援をしていきたいということで、新たな施設の立地ですとか移転を考える場合に、厚生労働省、右上のところに赤い帯で書いておりますが、厚生労働省の支援を行っていきます。

ただ、その際に、上の左のところにあります模式図に、水害リスクを有する場所も、非常に危険性の高い、浸水深が深いですとか、堤防のすぐ近くで、破堤した場合に非常に強い流水の影響を受ける場所、地すべりについても、土砂災害特別警戒区域に当たるような場所、こういう災害レッドゾーンに当たるような場所については、原則、補助の対象外とすることで、立地を徹底的に抑制していくということ。

そして、その横にあります市街化調整区域の浸水ハザードエリアということで、日本は浸水をするということだけでいえば、多くの地域が浸水しますので、浸水深が浅いだけでも浸水するエリアについても補助の厳格化をして、どういう浸水が及ぶか、その対策ができていくかということを見た上で、補助をしていくということになります。

そして、法の枠組みとしましては、その下にあります、先ほど御紹介ございました浸水被害防止区域の設定がなされますと、例えば高齢者などが寝泊まりをする居室については、浸水深より高い位置にするとか、施設ごと盛土をして高くするということで、高齢者福祉施設等の要配慮者施設について、開発・建築行為の許可制を厳密に扱って、安全性を確保していくということで、安全な立地を促していくということを考えております。

また、左の下のところにあります、それぞれ社会福祉施設について、開発許可という点においてもそれを原則禁止するとか、先ほどあったとおり、市街化調整区域における浸水エリアについては厳格化して、安全上、避難上の対策を徹底した上で、認めていく。そんな取組をしていくということで、既存のものについては避難など、今できる対策をしっかり取っていき、新しいものについては立地を制限し、立地を誘導していくという取組を進めていこうということで、まさに今から取り組んでいく、そんな施策の展開を予定しております。

私からの御紹介は以上でございます。

【治水課長】 それでは、資料7-1と7-2を使いまして、災害に強い首都「東京」形成ビジョンについて御報告申し上げます。申し遅れました、治水課長、佐々木です。よろしくお願いたします。

少しこのビジョンの背景について申し上げます。一昨年8月ですが、国土交通大臣、当時の石井大臣と、東京都知事、小池知事が、防災まちづくりの先進地であります東京都江戸川区の小松川地区、ここはスーパー堤防と市街地再開発を一体として実施しているんですが、ここを視察されました。それをきっかけといたしまして、首都東京において大規模洪水、そして首都直下地震の2つについて、壊滅的な被害の発生を回避できるように、防災まちづくりを進めるための連絡会議を設置しようということになりまして、その連絡会議が昨年

1月に設置されました。

メンバーは資料7-2の後ろのほうにございますが、座長を国土交通省技監、副座長を東京都技監としまして、国交省、東京都、そのほか関係の局長級が集まった会議でございます。その連絡会議におきまして、昨年12月にまとまりましたのが、これから御説明するビジョンでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、資料7-1の1ページを御覧ください。先ほど申しましたように、この連絡会議で議論いたしますのが水害と地震ということでございますので、大きく2つに分かれております。

まず水害でございますが、このビジョンの中では、最初にこれまでの取組と課題、これからの災害に強い東京の形成に向けた基本的な考え方、そして具体的な取組方策の3つをまとめておりますが、1つ目、1ページは、水害対策の基本的な考え方でございます。

御存じのとおり、ゼロメートル地帯が東京東部に特に広がっておりますが、ここではひとたび大水害が発生しますと、広範囲で、かつ長期間の浸水が想定されます。早い段階から広域避難を実施する必要がございますが、一昨年の東日本台風では、公共交通機関が計画運休するということもございまして、広域避難を実施するための課題が明確になってございます。また、治水施設の整備を加速化するというのは当然のことでございますが、早い段階から避難ができなかった場合でも、命の安全・最低限の避難ができるような高台まちづくりを推進したいということでございます。

課題、1ページの左のほうにございますが、今申し上げたようなことの繰り返しになりますが、ゼロメートル地帯が広がっており、気候変動も心配になってきている等々でございます。

取組方針、右側へ参りまして、今申し上げたところの繰り返しになりますが、治水施設の整備を加速化、拠点の確保等々で、高台まちづくりの推進ということでございます。

2ページを御覧ください。高台まちづくりのイメージでございますが、一番左に、建築物による高台まちづくりとございます。これは、避難スペース等を有する建築物とペデストリアンデッキ等をつないだものによって、避難生活ができるようにするというものでございます。

それから、真ん中のところでございますが、河川沿いに高台の公園等を設けまして、こういったところへ避難したり、あるいは救助活動、あるいは排水活動等々できるようにするという高台まちづくりでございます。

さらに、右側の緑のところでございますが、高規格堤防、スーパー堤防でございますが、スーパー堤防を整備することによって、その上面はもちろん、平常時使える都市空間、住空間でございますが、緊急的な避難場所にも使えるというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、ではこれをどう進めていくかでございますが、東京東部、特に荒川沿いを中心にしましてモデル地区を設定し、そこでまちづくりの検討・推進をしていくということにしております。具体的には、幾つか区の名前が出ておりますが、板橋区、足立区、墨田区、江東区、北区、葛飾区等々でございますが、もちろん、最初に大臣と都知事が視察された江戸川区も入っております。それぞれの地域でいろいろな取組がございますので、そこで具体的な検討を進めてまいることにしてございます。

続きまして、4ページは地震のほうでございます。御存じのとおり、首都直下地震マグニチュード7クラスが、近年30年以内に70%と言われております。にもかかわらず、山手線の外周部を中心に木造住宅密集地域もまだ残っておりまして、多くの木造住宅が焼失するおそれもございます。こういった住宅の不燃化・耐震化等々を進めまして、安全で安心して暮らすことができる魅力的な街並みの市街地の形成が必要となっております。

具体的な課題、取組方針は、今申し上げたところでございますが、4ページの左・右に課題と取組方針を、ピンク色と黄色で書いてございます。

その次のページをおめくりいただいて、地震対策の取組のイメージでございますが、ここは幾つかキーワードが並んでおります。民間事業者の活用、接道していない敷地の解消、規制誘導等による不燃化の促進、災害時の活動を円滑化する道路の整備・閉塞防止、魅力的な街並み、総合的な地域防災力の向上等々でございます。こういったものを、ビジョンの本編の資料7-2には具体的に書いてございます。

先ほどの洪水対策と地震、それぞれ具体的な検討を進めていくんですが、6ページを御覧いただきたいと思っております。今後でございます。今、説明申し上げましたビジョンにつきましては、これまでの課題の整理、基本的な方針の整理、考え方の整理、取組方策というのを、メニューを洗い出したというところがございますので、今後、水害対策、地震ともにモデル地区や、あるいは具体の地区等を設定して連携を深め、そこでさらなる改善を検討していきたいと考えております。

この連絡会議は、昨年12月にビジョンというのを取りまとめておりますが、今後はさらなる下部組織を設けまして、具体的な検討を進めていくということにしております。

説明は以上でございます。

【防災課長】 続きます、一番最後の資料、資料8でございます。総力戦で挑む防災・減災プロジェクトについてということで、防災課から説明させていただきます。

そもそも総力戦で挑む防災・減災プロジェクトというのは一体何者かということ、1ページを御覧いただければと思いますけれども、昨年1月に、赤羽大臣を本部長といたします国土交通省の防災・減災対策本部というものが設置されております。その本部におきまして昨年の7月、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトというものを取りまとめたということでございます。そのプロジェクト取りまとめに基づきまして、それぞれの施策を順次実行してきたというところなんです、流域治水関連法の改正につきましても、その一環という位置づけになってございます。

ただ、昨年、球磨川で大水害が起きて、死者・行方不明者が86名に上ったということとか、それから、昨年の冬には関越自動車道で車両の大規模な滞留が起きて問題になったということもございまして、そういう昨年の災害も踏まえまして、このプロジェクトの第2弾を取りまとめていこうということになりました。

先般、その第2弾を取りまとめたんですが、先ほど申し上げましたように、昨年の災害を踏まえて、特に重点的にやっていく、やらなければならないイシューとして、2ページ目でございますけれども、赤字で書いてございます住民避難、これはずっと言っていますけれども、一人でも多くの方が円滑に逃げられるようにということと、昨年大雪の関係で、輸送確保をしっかりと円滑にやっていくということの2つをメインのテーマにして取りまとめたということでございます。

3ページを御覧いただければと思います。住民避難につきましては、できるだけ分かりやすい情報を住民の皆様方に提供するというので、例えばPLATEAUという3D都市モデルを避難の方法に活用するとか、この前も、ここ最近ずっと何回か、もう4回出したかね、気象庁さんから線状降水帯情報を出したり、そういうことをやっていこうということ。それから、右の上に行きますと、これは後ほどまた説明します。

それから、市町村が避難指示を適切に出せるようにということで、4ページでございますけれども、今までは国土交通省と市町村の間で個別にホットラインを結んでいたんですが、WEBホットラインということで、関係する全ての市町村と事務所がホットラインを結んで、例えば上流のまちが体制に入ったら、そろそろうちだなという危機感を共有できるような仕組みをつくっていこうということも考えてございます。

3番目といたしまして、今、ハザードマップとかは視覚障害の方には見られないので、そ

ちらにもちゃんと対応していこうということを、今、検討を進めているところです。

5ページに行っていただきますと、今度は輸送の話ですけれども、大雪が降りそうなときには、できるだけ荷物を出さないでくれとか、車を走らせないでくれとか、ここを迂回してくれとかいうことを、事前に輸送業者とかに言ってきたんですが、輸送業者さんは荷主に言われると動かざるを得ないので、これからは国土交通省だけじゃなくて、経産省さん、農水省さんと連携して、荷主団体にそういう情報をお願いしていくということを考えてございます。

そうはいつでも、滞留が出ちゃったときにどうするかということで、6ページでございませけれども、道路管理者だけではマンパワー的にも、対応するのがなかなか難しゅうございますので、地方整備局全体、それから運輸局さんを含めて、国土交通省全体で都道府県と連携して、乗員の保護、食料をお渡ししたり、そういうことをやっていくような計画を、この冬までにつくることにしております。

それから、3番目に書いてございますけれども、これは雪というよりは、地震のときの緊急輸送ということになりますけれども、例えば電線の、緊急輸送道路の無電柱化みたいなものをさらに加速していこうということも考えてございます。

以降は、それ以外の昨年定めたプロジェクトを、さらに充実していこうということで書いてございますので、御覧いただければと思います。

18ページ以降でございます。後ほど説明しますと言った話でございますけれども、先ほどからちょくちょく話が出ていますが、災害対策基本法が改正されまして、災害が発生するおそれ段階から政府で災害対策本部を設置することができるようになりましたということです。例えば、イメージしやすいことかというと、特別警報級の台風が近づいてきているという段階で、上陸しそうだという段階で、政府に対策本部が設置されるというようなことでございます。

今のところ、4日ぐらい前が基本になるのではないかとということで想定はしてございますが、21ページから御覧いただければと思います。非常に字が細かくて申し訳ないのですが、国土交通省が省を挙げて、おそれ本部が設置されたとき、要はおそれ段階の災害対策本部が政府に設置されたときに、国土交通省としてどのようなことをやっていくかと。特にリスクコミュニケーションに着目して、4日前からの、水管理・国土保全局だけじゃなくて、鉄道局さん、道路局さん、それから自動車局さん等々が、誰に対してどのような言葉を発していくのか、それも4日前、3日前、2日前、当日みたいなことを、タイムラインとして取

りまとめてございます。

これによりまして、取りあえず去年も台風10号のときに同じようなことをやったのですが、結果、リエゾンが市町村にたどり着けなかったみたいなこともあるので、そういうことが多分なくなるであろうということが1点と、それから、浸水被害が発生しそうですよと言われても、そこを実感できる人はなかなかなくて、それよりも、この台風によって鉄道が止まりますよとか、この高速道路は通行止めになりますよというような、より生活に密着した情報を併せて提供させていただくことによって、警戒を強めていただくということも、効果としては考えられるのではないかと考えています。

そういう意味では、鉄道や道路だけじゃなくて、本当は電気とか水道とかガスとか、そういうところも含めて一緒に情報が提供できればいいなと思っているので、今後は内閣府防災さん等々を通じて、関係省庁とこのような取組を広めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいま5件の報告がございましたが、御意見、御質問等がございましたら、挙手機能を用いてお知らせください。

まず、清水委員、お願いいたします。それから秋田委員、今村委員の順でお願いいたします。

【清水委員】 御説明ありがとうございました。資料4の5ページに、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫という話題が出てきている中で、地区単位の浸水対策として、宅地のかさ上げ等を追加するというのが都市計画法の中から打ち出されています。従来は、河川事業の側からは、土地利用一体型水防災事業という、例えば、築堤で、河川事業として絡んだ形で宅地のかさ上げというのがやられてきました。

しかし、地区単位の浸水対策を都市計画のほうからかけようとするところというのは、一体どんなところが考えられるのか、教えてください。

というのは、例えば流域治水で、ある地域が非常に浸水するから、都市計画サイドで宅地のかさ上げをする。土地のかさ上げは相当な恒久的なものだと思いますが、そこがよく浸水するからという話は往々にして、治水のレベル、計画のレベルが足りていないから、事業進捗の段階であるからという場合です。河川ばかりじゃなくて、下水道も含めて同じです。事業進捗のつなぎとしてやるには、宅地のかさ上げというのはとても重い。お金もかかるし、いろいろな負荷も大きくなる中で、こういうものを都市計画のほうでどのようにかけよう

としているのか。

こういうのをやるのであれば、ある程度のしっかりした治水の計画レベルが達したところで、これ以上できないところは流域でカバーしてくださいという場所であれば起こり得ると思いますが、事業進捗が進んでいないところで一体どういうところを考えられているというのを1点お聞きしたいと思います。

【小池分科会長】 清水委員、ありがとうございました。

現在、6名の委員から手が挙がっておりますので、時間を考えますと、大変恐縮ですが、お一方2分以内で御質問、御意見等をお願いいたします。

それでは、まず秋田委員、次に今村委員、お願いします。

【秋田委員】 お時間いただき、ありがとうございます。では、手短かに3点、質問させていただきます。

まず1つは、資料4の4ページの貯留機能保全区域についてです。ここで盛土区域に対する届出義務と勧告があり、今回、熱海の事件もあったように、盛土に対する届出と勧告というのは、基準を擦り抜けようとしたものとか、不法利用とかも様々ありますので、これをどのように運用されようとしているのかということについて、お伺いしたいと思います。

2つ目は、資料5の30ページ、31ページにある、公園等を活用した高台の整備につきまして、どのようなことを想定されているのかお伺いしたいです。

最後に、資料7の全体について、このような大都市においては、地下空間の防災も非常に大事になると思うのですが、地下のことが特に触れられていなかったもので、それについてどう考えていらっしゃるのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

次に今村委員、その次に石田委員、お願いします。

【今村委員】 今村です。私からは一つコメント（お願い）があります。

資料7、東京都との連携は非常に期待しております。その中で、事例として2ページに高台まちづくりのイメージがございまして、東京都においても複合的な災害として、地震とか火災とかありますので、この高台まちづくりのイメージが、水災害だけではなくて、ほかの災害にも強いというところも、今後で紹介をしていただければと思います。

実は今、防災のISOを検討させていただいております、国交省もオブザーバーで参加させていただいており、様々な事例を参照や紹介させていただいております。そのため、例えばキ

一ワードである「高台まちづくり」という日本語の言葉を英語で照会いただくと有り難いです。ここでは、で例えば高台マルチレイヤー（縦も横も含めて）とか英語表現も考えていただくと引用・紹介しやすいと思いました。

以上です。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

次に石田委員、その次に沖委員、お願いします。

【石田委員】 石田でございます。2点、意見であります。一つは非常にざくっとした話で、もう一つは揚げ足を取るような話で、あまり具体的な話ではないんですけれども、恐縮ですが、お聞きください。

一つは流域治水の考え方でございます。画期的な考え方だと思ひまして、どんどん進めていただきたいと思っております。私自身、国土交通グリーンチャレンジというのを、この6月末に取りまとめさせていただいて、大臣にも御報告いたしました。その中で、連携・協働・分野間とか、あるいは部局間とか省庁間という言葉が出てくるんですけれども、具体的に展開しようとするといろいろな問題がありまして、その突破口の非常に大きな一つが、流域治水の考え方だと思っております。あまり法律事項から離れたことはできないんですけれども、もうちょっと幅広に考えられないかと思ひました。

例えば、流域治水の総合的治水力って、コミュニティの力であったり、地域の力でありますので、そういうことをどこか心の隅に置きながら、こんなことを進めていただければありがたいなと思ひました。

2番目は、予算の説明をいただいたときに、大事な予算を頂いて、大事に使っていきますということで申されたと思うんですけれども、たくさんという言葉が使われたんですが、凶暴化・激甚化する災害に比べての予算の動向を考えると、決してたくさんとは言えない状況でありますので、不足していますよということも、もうちょっといろいろところで強調、主張すべきかなと思ひました。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

次に沖委員、その次に田中委員、お願いします。

【沖委員】 ありがとうございます。今のただいまのお話にちょっと逆行するようなことを申し上げるかもしれませんが、まず、流域治水。都市に限らず、こういう考え方が大事だというのは、短めに見積もっても30年前、そして気候変動で雨が1.1倍になるぐらいの

ことは20年前から分かっていたのに、ようやく今頃になってかというのが感想ですが、そういう意味では、かなり遅きに失したという気がいたします。

そういう面で、何が今後問題になるかという、今、予算の話がございましたが、国の予算が逼迫する中で、防災だけに投資するわけにはいかない。つまり、保健衛生も大事だし、教育も大事だし、あるいは環境問題も大事だという中で、雨の強さが1.1倍になるからといって、それをすぐ1.1倍の洪水流量を想定して計画を見直すのが適切かという、それは本来の河川計画の在り方ではないのではないかと考えます。つまり、全体のバランスを考えながら、どの程度のリスクを容認せざるを得ないかというのは、想定されるリスクあるいは影響とのバランスで、従来練りに練られてきたものだと考えます。

そういう意味では、気候変動だけを今後考えるのではなくて、人口が変わり、どこにどのぐらいの人が住んで、どういう財産がどこに集まるのかということを見据えた上での計画規模にしていくということをしていない限りは、本当にバランスの取れた治水になっていかないであろうと思いますので、ぜひ気候変動だけではなくて、社会変化、2050年を見据えますと、高齢者人口は変わらないですが、若年人口、勤労人口がさらに減って、もしかすると税収が非常に減る。

そういうときに、少ない予算でも今の治水レベルを保てるような施設を今のうちに、まだ予算があるうちに造っておくということを考えなくてはならないと思いますし、片やカーボンニュートラルになるということは、エネルギーをほとんど使わないで、あるいは吸収しながら、街を水害から守るという仕組みをつくっていかないといけない。つまり、電気に頼るような治水というのはできるだけ避けなければならない時代になるということをぜひ見据えて、長期的な計画を立てていただければと思います。

以上です。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

委員の皆さん全員から、まずお聞きして、各担当からそれぞれ包括的にお答えいただいたと思います。

それでは次、田中委員、その後、楓委員、お願いいたします。

【田中委員】 資料の丁寧な御説明を、ありがとうございました。

まず、資料6で、高齢者福祉施設の避難について御説明いただきました。そもそも多くのところがユニバーサルデザインで、平家建てのところも多いかと思うところもございますし、先ほど盛土のことをほかの先生も御質問されていましたが、この辺り、どのぐら

い実効性があるって連携できるのかは、ぜひ緻密に見ていただきたい。今の段階で露呈している課題等があれば、浮き彫りにして、検証いただけたらと思っております。

そして、資料8はまさに総力戦で、と皆が願うところですが、ここでは住民避難とリスクコミュニケーションの「自分ごと化」と意識づけが大変重要だと思っております。例えば荒川流域で、3Dの洪水浸水想定がネットで見られるものが話題で、分かりやすいという声も聞いています。同時にコストや費用が高額であり、全てのところではできないとの見解も聞いたことがあります。3D都市モデルのことを本日、東京都のところで御紹介いただきましたので、本当に危機感を自分のこととして感じられるような情報の出し方をさらに充実させることが重要だと思えますし、横展開や共有をいただけたらと思えます。

また、万一のときの輸送路確保、物流オペレーションについては、例えば先ほど荷主団体へ、各連携省庁へと説明いただきましたが、民間企業も、緊急時に協力体制を迅速に取ってくれるところがありますので、ぜひ同時レベルで情報共有をいただくのが適切かと思っております。

最後に、流域治水が非常に重要で、実効性が問われるところと思えますけれども、コミュニティの形成という点は、今、徐々に充実しつつあって、私たちの意識も変わっているところです。流域を包括するコミュニティはとても大きいものになりますので、この中で誰が、どのタイミングで、どういう事象に対してリーダーシップを取るのか、指示・命令系統と情報伝達が万一のときにどのようなことになるのかということ、あらかじめ想定しておくことが大切で、コミュニケーションデザインというもののモデルケースができるとよいと考えています。

常に実効性をチェックして、流域治水が本当に強靱なものになるようにできればと思うところで、質問と意見と交じりましたけれども、よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、楓委員、その後、坂村委員、お願いいたします。

【楓委員】 ありがとうございます。私は教育との連携に関する質問です。

先ほど総力戦、それから、農水省や林野庁との連携というお話がありましたけれども、文科省とどのような連携をされるのかを伺いたいと思います。特に流域治水に関しては、初等教育の段階から、それから今後、高校等教育での総合地理のプログラムの中でも、子供たちにきちっとその意義を教えることが、実は最もコストが安い広報活動でもあると考えます。そういった意味で、特に流域治水のプロジェクトに関しての教育へのアプローチが具体的

に何かありましたら、お教えてください。

以上でございます。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

次は坂村委員、その後、戸田委員、お願いします。

【坂村委員】 坂村です。今のお話を聞いていて、資料8にはっきりと、これから防災・減災をするときの考え方として、DXが重要であると。2ページに書いてありますが、それとか、連携を促進させるために、ほかの組織との連携を促進させるということが書かれるようになってきて非常にすばらしいと思いました。

特に、国土交通省だけというか、1人だけでは何もできない時代なので、いかにあらゆる機関と連携していくかということが重要だと思っていて、そのために、ではどうやって連携するのかといったときに、一々話合いを持つということもいいんですが、今のITの世界ですと、オープン連携ですよね。そのためにもオープンデータ化するというのを、もっと強化すべきだと思います。

国土交通省は各省庁の中でも、特にオープンデータは結構熱心で、PLATEAUとか、その次のページにも出ていますけれども、いろいろなことをおやりになっている。ですから、そういうあらゆるデータを、災害とか防災に役立つようなデータをオープンデータ化していただくと、例えば4ページに目の不自由な方とかというのが出てきますけれども、障害者の団体はたくさんありますから、そういうところで国交省のデータが簡単に使えるようになれば、最近、プログラムを書けるような人というのも結構いるので、より有効にいろいろなやり方でデータを使ってもらえることが可能になります。ですから、オープンデータ化は非常に重要だと思います。

また、私どもの大学でもそうなんですけれども、防災関係に関してどんなことを思いつくかということで、国土交通省とか気象庁とか、いろいろなところから出ているデータを使って、スマホのアプリケーションを作ってみろみたいな課題を学生に出しているのですが、先ほどの小学校や中学校や高校で意識を高めるのも大事だと思います。これはぜひおやりになったほうがいいと思いますが、大学の情報系とかシビルエンジニア系の人たちは、特にこういうデータがあると、いろいろ考える訓練にもなりますので、ぜひオープンデータを強化していただければと思います。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、戸田委員、その次に帯野委員、お願いします。

【戸田委員】 戸田です。資料8について2点、意見を申し上げたいと思います。

資料8で、災害発生のおそれがある段階で災害対策本部が立ち上がって動き出せるというのは、非常に大きな一歩だと思います。風水害の特徴のリードタイムを有効に生かす避難につなげていく意味で、非常に大事な点だと思います。

一方で、東京でのゼロメートル地帯での160万人という人口とか、あるいは中部ゼロメートル地帯での30万人という人口を考えると、おそれ段階で動き出してもらえないと、実際に危機が迫ったときの緊急的な避難もなし得ないという状況だと思います。なので、タイムライン等をつくって早くから動き出すことを促進する一方で、おそれ段階で動き出してもらわないと、こういったゼロメートル地帯の大都市圏の緊急的な避難も達成し得ないという観点からも、今後、検討を深めていただけるといいと思ったのが1点です。

もう1点が、資料8で令和2年の災害から学んだこととして、いろいろな対策が検討されていますが、令和2年台風10号のときに学んだことの一つとして、これはコロナ禍ということもえあったと思いますが、特別警報級の台風が近づいてくるということで、かなり早い段階から避難が動き出し、Go To Travelが実施されていたこともあったと思いますが、民間の宿泊施設、あるいは知り合いのお宅とかへの、かなり早い段階からの避難行動があったと記憶しています。

そういった避難所だけで受け入れる避難以外への展開というものも、令和2年のコロナ禍での台風10号の中から学んだ大きな教訓の一つではないかなと思いますし、そういった避難行動も、おそれ段階にある行動の中にうまく取り入れていくと、よりいいのかと思いました。

以上です。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、帯野委員、それから最後、野口委員で、そこで終えたいと思います。

それでは、まず帯野委員、お願いします。

【帯野委員】 ありがとうございます。私も資料8についてお伺いしたいのですが、特に、一人でも多くの方が円滑に逃げられるようにということで、市町村への支援のところでは、

実際、国がどこまでできるかというのは難しいと思うのですが、発令しても逃げられない住民をどうするかということについてです。このたび基本指針が変更されて、高齢者施設については避難確保措置の見直しがされたということですが、在宅の高齢者、独り暮らし、独

居老人については、ある程度自治会あるいは町内会等で、自治体のほうでいろいろなことが計画されていると思うのですが、家族と共に暮らす高齢者、1人の家族で2人の高齢者を抱えているところもたくさんあります。認知症であるとか、寝たきりであるとか。

記憶に新しいのですが、東日本大震災のときに、テレビで、あるドクターが、何々さんのお宅は、おじいちゃんとおばあちゃん、2人寝たきりがいたので、恐らく避難勧告を聞いても逃げられない。3人で手をつないで津波を受け入れたんでしょねと話しているのを聞いて、あまりにも悲しかったことが記憶に残っております。

こういう発令しても逃げられない住民をどうするか。このことについて、どこが取り組んでいるのか。もしそこまで取り組んでいないのであれば、ぜひ問題提起をしていただきたい。1人でも残さないという点で、質問とお願いでございます。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、最後に野口委員、お願いいたします。

【野口委員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。私からは、時間もありませんので、2点だけ感想を述べさせていただきたいと思います。

本日の資料4から始まる一連の御説明をお伺いしていると、2011年に河川局をリニューアル、改編して、水管理・国土保全局と、国土保全という名前をつけた局が立ったというのは、非常に正しい選択だったのだなということを改めて感じました。

もう1点の感想は、実態レベルでは実に様々なことが行われている一方、資料4の改正法律という箇所にも並んでいる法律を見ても分かるのですけれども、実務の動きに、現在の法体系の形が追いついていないんじゃないかと、そんな感じがいたします。具体的には、例えば河川法とか、砂防法をはじめとする砂防三法などというものがありますが、従来の公物管理のコンセプトが随分変わってきているような気がするのです、実務・実態で進んでいる先進的な動きに合わせて、法体系のほうも、すぐには言わないまでも、徐々に体系を改めていくようなフェーズに入ってきているのかなという感想を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、非常に多くの意見を、あるいは御質問をいただきましたが、各担当から先ほど御発言いただいた順番に、委員からの御質問を束ねてお答えいただければ幸いです。

まず、水政課長、いかがでしょうか。

【水政課長】 水政課長でございます。私からは、冒頭、清水委員から御質問のありまし

た今回の流域治水関連法の中で、都市計画法の改正のところの地区計画の部分についての御質問でございます。

今回の都市計画法の改正で、地区計画に防災の観点から、居室の床面の高さとか敷地のかさ上げを追加した背景ですけれども、御承知かと思いますが、現在の都市計画の地区計画につきましては、環境面の観点から、景観とか住みやすさといった面からの規定が並んでおりまして、防災という視点から地区計画に記載する事項が書かれているというものではございません。地区計画に記載することで、建築基準法と連携して、建築確認とか、地区計画条例とかの対象になってくるわけですが、防災の観点からは、今ないものですから、そういうものにも建築基準法の、例えば建築確認がなされないということも実態としてあります。

どういった地域を想定しているのかという御質問でございましたけれども、例えば広島県の広島市の矢口川の下流部周辺地域では、過去に浸水被害があったということで、実効性の担保はないですが自治体の任意の取り組みとして、床面の高さを地区計画に市の判断で記載しています。ただ、何度も繰り返しになりますけれども、それは法の規定に基づき記載しているわけではないので、建築確認の対象になっていないという実態もありますので、ニーズとしては、そういう過去に浸水被害が多いところで、市の判断で地区計画に記載できるように、今回例示を増やしているというところでございます。

以上でございます。

【小池分科会長】 それでは、佐藤河川計画課長、お願いします。

【河川計画課長】 河川計画課長です。まず、秋田先生から公園の話がありました。公園の高台化ですけれども、公園の高台化は、公園を高台化して避難地として使う、もしくは、一部の地域では見られますけれども、堤防とつなげて避難路として使う使い方ですとか、いろいろなことが現実的に行われているという形で、これを流域治水の中でも一体的に取り組んでいこうということでもあります。

あと、石田先生と沖先生から予算の話がございました。たくさんというのは、過年度と比べると多いという意味で、これが満足できるかどうかというレベルではないということでもあります。あと、予算がどうあるかというところは非常に難しいところですが、青天井で予算がつくわけではないですので、そこは我々も事業の中身を精査しながら、しっかりと必要な予算を確保していくというポジションで進めていきたいと思っておりますし、一方で流域治水ですけれども、今後人口が減っていく中で、どこに重点的に投資していくか、それが

まさに流域治水の中でのすみ分けに近いような概念になってくるかと思しますので、引き続き、ここはしっかりとやっていきたいと思えます。

あと、坂村先生からデータの話がありました。我々も基本的には、我々の持っているデータはオープンデータ化しているという認識でありますけれども、今後の展開といたしまして、国なり自治体が所有する、いわゆる川、雨に係るデータのほかに、民間が所有するデータみたいなものも出てくると思えますので、そういうものも合わせて、いかに効率よく迅速に国民の皆さんへ提供していくかという、新しい課題も出てくるのかなと思っております、こういうことも含めながら引き続きやっていきたいと思えますし、また、オープンデータ化されていますので、大学でも使えるデータになっていると思えますので、どんどん使っていただければというのが我々の願いであります。

以上です。

【小池分科会長】 次は、内藤河川環境課長、お願いします。

【河川環境課長】 まずは、新たな要配慮者施設の立地を考えるのに実効性はあるのかという話がありました。確かに3階建てとかであれば、後づけのエレベーターという選択肢もありますが、平家であるところもあります。バリアフリーを徹底していれば、逆に高い部分がないという施設も多いので、新たな立地というところは、少し時間がかかる施策です。そうしますと、どうしても現在の避難確保計画を、いかに実効性を高めるかというところと、これに関わる方々も施設の方々だけではなくて、地域の方々、そして、そのときは近くに家族がいれば、その支援を受ける。そういう形で、施設単体ではなくて、それを取り巻く地域で取り組んでいくということが必要になります。

もう一つ質問があったのが、在宅の要配慮者についてということですが、これについては今回、ほぼ同時期に災害対策基本法が改正されて、個別避難計画をそういう方々についてはつくるということが法律に位置づけられました。施設にいる方々は水防法なり土砂法の枠組みの中で、在宅の方々は災害対策基本法でということで、一応、全体は網羅しました。

ただ、問題は、それをどう支援するかということについては、地域のいろいろな力を借りなくてはいけないと考えております。個別避難計画と、国交省が進めておりますマイ・タイムラインは非常に親和性が高いんですが、マイ・タイムラインをつくる際には、地域の方々が集まってやりますので、集まって全体で議論する場をうまく活用すると、マイ・タイムラインがコミュニティー・タイムラインになるということで、法改正のさなかにも、そういう情報発信をしていたということでもあります。

都市部、地方部、必ずしも同じ条件にはなりません、自治体の中も大分実力差があって、すごく取組が進んでいる自治体の非常に参考になる例はたくさんあります。国交省から何かをお示しするというよりは、そういう自治体のうまくやっている例をうまく横展開していくということで、実効性の確保、アイデア、知見の共有に努めていきたいと思っております。

【小池分科会長】 それでは、佐々木治水課長、お願いいたします。

【治水課長】 秋田先生、今村先生から、災害に強い首都東京の関係で御指摘いただきました。

地下空間につきましては、確かに、もしかしたら議論の抜けているところがあるかもしれませんが。このビジョンを見ますと、そういう記述が今のところなさそうでございます。その地下空間も含めまして、高台につきましても、水だけではなくて、ほかにも使えると。要は、災害に強いまちづくりをどうしていくか、特に東京を例に取ってということでございますので、地下空間を含めまして、もう少し勉強していきたいと思っております。このビジョンはこれで終わりではございませんので、フォローアップしてまいりますので、また何なりとお気づきのことがあれば、御指導賜れば幸いです。

以上です。

【小池分科会長】 それでは、朝堀防災課長、お願いいたします。

【防災課長】 御質問いただいた中で、まずは3Dのハザードマップ等々の3Dの話、一個一個作るのにお金がかかるので、全ての市区町村で3Dというわけにはなかなかいかないと思うんですけども、いずれにいたしましても、何をすれば分かりやすいのかということ、我々の側だけじゃなくて、ちゃんと住民の方々とお話ししながら、どういう情報を出せば分かっていたらいいのか、分かりやすく伝えられるのかということ、双方向でやりながら伝えるような商品開発をしていきたいというのが1点目でございます。

それから、先ほどのおそれ段階でつくったタイムラインみたいなものに、避難所まで含めて書いて、特に民間施設を避難所に活用するようなことも考えてはいかがかという御意見だったと思うのですが、おっしゃるとおりでございます、これは今のところ国交省ができるところだけを書いているというところなんです、内閣府さんとかと一緒になって、市町村の避難行動まで含めて、最終的には全体として構築していく必要があると思っております。

熱海の今回の土石流ですと、たまたまコロナ禍でホテルが空いていたということもあるんですが、今、ホテル1棟で500人ぐらいの避難者が、避難していらっしゃる方がいると

ということで、ああいうことも参考にしながら、そういう取組も進めていければと思います。

それから、防災教育の関係ですけれども、今までは国土交通省はどちらかというと、教育する側の先生方が教材として使えるような材料を提供していきますよみたいなことをやってきたのですが、学習指導要領も変わって、昨年1年間は小学校でそれがもう適用されて、今年はまだ中学校でやっている。その学習指導要領は、防災教育も力を入れるんだという方向で変わったんですが、実際、どのように昨年、小学校の教育が変わったのか、今年中学校の教育がどう変わっているのかということ、把握していきたいなと思っています。

一方で、学校の先生方はお忙しいですし、履修時間もぱんぱんのところもあるので、防災教育の優先度を上げていかないと、なかなかこれの取組は進まないんだろうなと思っています。どうやったら防災教育の優先度が学校の中で上がっていくのか。受験とも絡めていく必要があるのかなど、ばくっと思ったりもしていますので、そういうところも含めて、文科省と一緒に取組んでいきたいなと思っています。

もし漏れがあったら申し訳ございません。以上でございます。

【小池分科会長】 5課長、どうもありがとうございました。

最後に、井上局長からいろいろフォローがあることがありましたら、お願いいたします。

【局長】 2点、私からフォローさせていただきたいと思います。

清水委員からありました地区防災計画の件ですけれども、先生が出された河川事業での宅地かさ上げと異なるのは、都市計画法に基づく宅地のかさ上げは、財政支援はありません。各地域の方々の合意に基づく対応ということで、景観法に似たような形です。例えば古くからあるまちは、水害に対しての備えで高い位置にまちづくりをしていた。そこに新規の方々が居住してくるときに、低いところにあると、その地域のブランドの価値が落ちるといふか、水害に弱いまちだということにならないように、全体の中でルールを決めましょうということが、都市計画法上できるということで、財政法の支援がないということだけは大きな違いですが、法律上の意義があるということで、今回入れさせていただきました。

それから、沖委員からの質問ですが、ワイズスペンディングというか、治水の投資をどのように使っていくかというのは、私どもも非常に興味があります。もちろんハードの対策については、これまで以上にしっかりしていく必要もあると考えておりますが、今回、ハザードマップだけではなく、浸水頻度を加味したリスクマップ、頻度を加味したマップを提供していく取組を始めております。そうしますと、居住選択であるとか立地選択、オープンデータで出すことによって選択肢が出てくると、もともと防護対象になる方が少なくなってく

るといふことで、新しい国費投入をしなくても対応ができるということを目指していきたい。

あわせて、保険などの経済的インセンティブみたいなことも含めて、あるいは投資家等の対応とかも含めて、企業へもアプローチしていく。そういうことも今回の流域治水の中には含めていきたいと考えております。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

まだ御意見、いろいろ御議論いただきたいことはたくさんあると思うのですが、時間の制限もありますので、特段ここで何か御発言が必要な方がございましたら。

ほかには御発言ないようでございます。

今日、事務局からも御説明ありましたように、野口委員の言葉を借りると、取りあえずのガバナンスができて、いろいろ評価はあると思いますが、取りあえずの投資が約束されて、取りあえずの科学技術を使ったいろいろな方策が生まれてきたと。これが行動のときであるということですね。

井上局長が冒頭、人材育成が必要であるという話が出て、それから、民間も含めてコミュニティーを強化する、あるいはそれをデザインするということが必要ということもありました。そのためにはデータや情報というものが、あるいは戸田委員から、経験を積み重ねることも大事であるというお話もありましたし、それをどう教育に生かしていくかということも御指摘いただきました。

最後にお話あった省の台風19号おそれ本部のチャートは、まさに国交省のマイ・タイムラインですね。ぜひ国のマイ・タイムラインをおつくりいただいて、具体的に動けるものを今後つくっていただきたいと思っております。

それでは、本日の河川分科会の議事は以上でございますが、その他のことも含めて、ほかには御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御発言がないようでしたら、最後に、本日の議事録の取扱いにつきまして申し上げます。本日の議事録は、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて一般に公開することとします。

それでは、事務局にお返しします。

【総務課長】 小池分科会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

次回分科会につきましては、後日、事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、第58回河川分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —